

認知症との共生社会の実現を求める意見書

認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進することを目的とした「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立し、認知症に向き合う「幸齢社会」実現会議において、その方針を取りまとめられ、令和6年1月1日に法が施行された。

私たちが目指す共生社会とは、誰もが認知症になる可能性がある中で、生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しつつ持てる力を生かしながら、周囲や地域の理解と協力の下、すべての人の尊厳が守られ、希望を持って自分らしく暮らし続けることができる社会である。

については、国におかれては、認知症との共生社会を実現するため、次の事項を実施するよう強く要望する。

1. すべての国民が認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深め、社会環境を整えるための普及啓発、認知症の人による発信の支援、予防・早期診断や認知症の進行抑制等のための研究開発等、総合的な施策を推進する省庁横断での取組を推進すること。
2. 地方自治体による認知症施策推進計画の策定にあたり、主体的に実効性の高い施策を展開するための財政措置を講じること。
3. 認知症の人の就労に向けた環境整備や社会参画を支える体制整備と、それらの相談体制の拡充を図ること。
4. 成年後見制度や身元保証等の在り方について、認知症の人とその家族が抱える課題を踏まえ、ニーズに応じたものとなるよう改善に努めること。
5. 小規模多機能型居宅介護サービス事業について、24時間365日提供する見守り体制の整備も含めて拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月29日

京都府精華町議会
議長 三原 和久

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官、共生社会担当大臣